

本訴事件 平成27年(ワ)第9715号 損害賠償等請求事件
反訴事件 平成28年(ワ)第9253号 損害賠償等請求反訴事件
本訴原告・反诉被告 学校法人大阪経済大学
本訴被告・反訴原告 吉井 康雄



被告準備書面(11)
～ 反訴答弁書および原告第5準備書面に対して～

平成28年11月21日

大阪地方裁判所 第24民事部 合議2係 御 中

被告 吉井 康雄



1 本訴原告大学の行動規範に関して

本訴被告は1997年4月1日より2012年3月31日まで本訴原告大学に奉職したが、その印象は稀有な体質を有する大学という一言につきる。

本訴原告大学の訴訟に直接関係のない事実には触れるべきではないという主張に対し、本訴被告はあらゆるモノやコトは有形・無形のネットワークでつながっており、それが1つの意図のもとで因果応報、目的・手段の関係で識別可能な部分ネットワークが形成され、必要に応じてコントロールなされるべきという立場にたっている。

この本訴被告の論理から本訴原告大学の稀有な体質を示すことにより、本訴原告大学の裁判に臨む姿勢には問題があることを明らかにする。

(1) 遵法精神の観点

学生自治会を非公認とし、退学処分とした学生5名が大学を訴えた原判決をもとに大阪高裁判決「平成21年(ネ)第1502号 学生の地位確認等請求控訴事件」(乙119)が出される前に、北村實学部長・理事(2007年当時は副学長・理事)は教授会で「大学が敗訴しても学生の復学は認めない」と発言、教授会メンバーに同意を求めている。本訴被告は耳を疑ったが、法律の専門家である北村発言のため、「裁判所の判決には従わなくてもよいケースもある」と完全に誤認識してい

た。したがって、本訴被告が大学を訴えた前裁判では、関川弁護士に最初をお願いしたことは、「勝訴しても大学にもどる機会はないため、パワハラ被害を受けた方々の防波堤となる判例を勝ち取りたい」ということであった。

(2) 教育機関としての規範の観点

(ア) 学生への対応

大学が自治会に求める機能と相容れない活動をする自治会との衝突に抛る前述の訴訟では、大阪高裁は5名の内の2名は違法な退学処分であり、無効としている(乙119)。しかし、退学処分(2006年1月23日)から無効とする判決(2009年12月25日)までの3年11ヶ月、教育機関としての学生への責務を放棄し、結果として、退学処分時、1年生であった2名のうち1名は復学を断念し、1名のみ同期が卒業した年度に復学の手続きをしたようである。この様子をよく知る方より聞いたことは、復学の手続きにきた学生に対して、大学はお詫びの一言も示すことなく、事務的に手続きをしたとのことである。

(イ) 教員への対応

本訴被告が経営学部の体質改善を求めて、学外理事、学内理事、評議員らに配布した文書(乙120)から、カンニング不正処理など、原告大学は教育機関として遵守すべき規範に依拠していないことが理解される。本訴被告は学内理事や教職員には自浄能力に乏しいと判断していたので、元最高裁判事といった各界の著名人が名前を連ねている「学外理事の機能」に期待して(乙121)、この文書を配布したのであるが、その結果は、羽根事務局長の文書(乙122)にあるように「やぶへび」となり、文書回収と複写機使用料の弁済などを命じられ、学内理事会には八木田教授を委員長とする調査委員会(乙123)が2006年1月に発足し、本訴被告を追及する質問状がくるなど、弁護士をたてて対応する窮地に陥っている。この組織は本訴被告の退職直前まで存在していたとのことである(北村實発言)。

問題とすべきは、専任教員、非常勤講師のセクハラ事件もカンニング不正処理などもしかるべき職位にある方々には公知の事実であったにも関わらず、改善を求める人物を排斥する、教育機関としては好ましくない組織風土の存在である。

この存在は、本訴被告の前裁判で「被控訴人井形および被控訴人池島の故意による共同不法行為」が確定する過程において、草薙副学長・理事は年俸10%カットという懲戒処分となり、裁判に至り(大阪地裁第5民事部、事件番号平成27年(ワ)

第8053号)、山田学長補佐は懲戒処分のためとして特任教員申請の機会を奪われ、河本教務職員は1部科目の2部重複開講という共同不法行為を立証するメールを被告に送ったことにより外部機関に出向させるという、「みせしめ」を生起させている(被告準備書面(5)、5～6頁)。

(3) 派閥による私物化の観点

経営学部教授会の執行部体制を時系列で見ると、北村グループにより執行部体制が固められている(乙78)。2007年度の渡辺執行部は、本訴原告大学重森学長が(財)大学基準協会による大学評価ならびに認証評価を2007年度に初めて受けると決定したことにより、北村実副学長・理事がその審査が形式審査に過ぎないのか、実態調査も行われるのかを識別するために、一時的に北村グループ体制を回避したにすぎず、翌2008年度には北村執行部が発足している。

この派閥による私物化の現象は、異分子への抑圧・排除というパワハラにより、確認される。このターゲットとなった、本訴被告を含む教員・事務職員へのパワハラの実態は、それが事実であるとして被告準備書面(5)と(6)に述べている。

里上裁判(平成17年(ヨ)第10015号地位保全仮処分命令申立事件)で、

井阪理事長は右に示すように、里上教授の特任教授を認めない理由の1つとして「大経大チャンネル」というWeb上の掲示板の書き込みを引用している(乙124)。

外となっています。本件について言いますと、学内世論として、債権者の再雇用に対しては多くの疑問が提示されていました。具体的には、①平成13年に行なわれた学長選挙において選挙管理委員長でありながら、特定候補の支持文に堂々と署名し全学にビラ配布を行う等の「特異な行動」から伺える同氏の社会常識・教育者としての資質に対する疑念 ②「大経大チャンネル」なるインターネット上の公開掲示板において<不要 先生!やめちゃいな>コーナーを中心に最も多い書き込み批判(授業が教科書読むだけ、講義時間にいつも遅れる、休講、やる気がない・・・といったもの)等々であります。

このような評判の教員の採用・再雇用は、経営そのものに少なからず影響があることは否定できません。任用権者としては、このような人物である債権者について、教授会の審査や経営的観点等から、総合的判断のもとに特任教員としての再雇用を見合わせることにしたものです。

本訴被告も井阪理事長にならって、「派閥による私物化」がこの「大経大チャンネル」ではどのように書き込まれているかを示しておく(乙125)。ここには「経営学部の問題派閥は龍大卒教授グループのようだな」とある。龍谷大学卒は正しいかは疑問であるが、*** 大卒グループ、親しい仲間というニュアンスは当を得ていると本訴被告は判断する。

(4) 小括

以上、本訴被告は、本訴原告は裁判に臨む姿勢、教育機関に求められる規範に問題があり、派閥による私物化の傾向がうかがえることを主張する。したがって、これらを否定するためにも、本訴原告は、本訴被告の違法性を、事実をもって立証し、組織的パワハラが存在を否定すべきである。そうでないならば、本訴原告は訴訟を取り下げるべきである。

2 本訴被告準備書面(5)ないし(9)に対する認否

「1 総括」について

争う。本訴原告は、名誉権侵害の不法行為、業務遂行権侵害などとして損害賠償を求め、本訴被告のホームページ削除を求めるなどの訴訟を仕掛けたにもかかわらず、事実を示して立証する責任を全く果たしていない。

本訴被告は本訴原告に代わって本訴被告の示す事実は真実であること、法に抵触しないことを準備書面で立証しているのである。

被告準備書面(5)では経営学部の本訴原告の7名の内、複数名が常に関与した組織的な不正行為、パワハラ行為であり、そのような行為をする目的を登りつめれば「経営学部を思い通りにする、私物化」に至る。

本訴被告もパワハラ対象にされた一人であり、当事者に係らず、「本訴原告・本訴被告間のできごとと無関係な事実であり認否を要しない」とすることは、本訴被告の示す事実が真実であることを認めることを回避し、法に抵触しないことを認めたくないと解釈される。

「2 特任教員の任用手続」について

争う。本訴被告の被告準備書面(6)の主張は前訴の蒸し返しでは決していない。

本訴被告の特任教員の任用を妨害するために、本訴原告の7名の内、複数名がどのような役割を果たし、どのような不正行為を仕掛けたか、その組織的な不正行為、不法行為は、5頁の「井形執行部らが遂行した「組織的な不正行為、パワハラ」の実行戦略フローチャート」より理解される。

なお、本訴被告が「特任教員任用規程(新規程)」と原告の井形執行部および北村らが仕掛けた「偽装した特任教員任用規程」を対比して第三者に理解してもらえようように説明したのも、また、本訴原告の複数名の発言を録音し、その反訳

書を添えて証拠としたのも、本訴被告の経験から、彼らは巧妙に責任回避する、それを抑止するためである。

「前訴では7名による組織的なパワハラは認定されていない」との本訴原告の認識は、前裁判の判決「被控訴人井形および被控訴人池島の故意による共同不法行為」と被告準備書面（6）より、裁判官および第3者の判断に委ねたい。

3 本訴原告の主張

「1 真実性立証の対象」について

争う。「真実性立証の対象は3つの事実」は、本訴原告が真実性の立証を事実を挙げてしないために、本訴被告代理人がその材料を提示することとして3つの事実を挙げることに至ったと本訴被告は認識している。

この3つの事実は本訴原告の訴訟の要因を判断するには、それぞれが部分事象で、全体像を正しく把握して、双方が訴訟を争うには不適と本訴被告が判断していた、そのような事実である。

本訴被告は法廷への出席を控えていたが、本訴原告の対応とこのような裁判の成り行きに疑問と不安を抱き、発言しないことを条件に、6月21日と7月20日の法廷に出席し、その結果、本人訴訟にすべきと判断し、今日に至っている。

なお、本訴被告が出席した7月20日の法廷では、準備書面や陳述書の提出など、何かあれば8月末までに提出することと、双方に指示されたと記憶している。

本訴被告本人は、訴訟を判断するに必要な全体像を把握できるように、関連する法律や規程、事実などを示し、本訴被告代理人および本訴被告本人による事実の立証と法的解釈をもとに被告準備書面（5）ないし（8）を提出している。

したがって、2頁6行目の「①～③の真実性立証」から7行目の「本件における中心論点である」の部分は否認する。

「2 パワハラの変義」について

否認する。「厚労省の変義が一般読者の普通の注意と読み方である」との本訴原告の認識は不適である。

厚労省は「何が業務の適正な範囲を超えているかについては、業種や企業文化の影響を受けるため、各企業・職場で認識をそろえ、その範囲を明確にすることが大事です。」、①～⑥は、パワハラに当たりうる全てを網羅したものではなく、

これら以外は問題ないということではありません」と注意書きしている。

今一つは、原告大学と同じ高等教育機関のパワハラの定義を調べ、主張されるべきである。

「3 7名による組織的パワハラ」について

争う。16行目の「本訴原告における「7名による組織的パワハラ」が反事実である」、23行目の「上記①～③が7名による共同不法行為というには、客観的関連共同が必要となるところ、いずれも7名による客観的関連共同の事実はない」との本訴原告の主張は争う。

5行目の「③2012年ころの、井形・池島の行為（前件訴訟）」は、被告準備書面（6）の5頁、「井形執行部らが遂行した「組織的な不正行為、パワハラ」の実行戦略フローチャート」と同一の内容を指しているのであり、これには井形、池島、北村、田中、二宮、吉野の6名が関与している。

4行目の「②2005年ころ、二宮が被告宛の郵便物を開封した事実」（乙10、乙11、乙12）では、二宮一人の名前があるが、二宮・樋口執行部は、ターゲットとする人物の研究費や出張費の不正使用を調べており、本訴被告に対しては、着任後2005年まで、学会費の予算でのVE全国大会の参加が承認されていたが、それを一方的に認めない（乙126）などの暴挙にでている。

3行目の「①2003年2月ころの、樋口・北村による担当科目の不開講」（乙1、乙83、甲6-1、甲6-2）では北村・樋口執行部が関与している。

本訴被告の指摘する7名は原告大学への着任年度が異なることは当然であり、それぞれの不法行為に全員が共同で関与していたと考えるのは不自然である。

前述の、「1（3）派閥による私物化の観点」で述べたように、共有する思惑がそれぞれの執行部へと引き継がれていると解するのが妥当である。

この論理にたつと、北村と二宮を核に、①は北村・樋口、②は二宮・樋口、③は井形・池島が役職上表に立ち、北村・田中・吉野・二宮が連携した構図である。

したがって、「前裁判の大阪高裁の判決「被控訴人井形および被控訴人池島の故意による共同不法行為」を拠り所にして、民法第719条1項後段「共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする」により、それぞれの不法行為、パワハラ行為を仕掛ける人物を「和事象」で把握すれば、7名の故意による共同不法行為が成立すると解釈することに無理

はない、と本訴被告は反論する。

「4 議事録の閲覧」について

争う。「学部教授会メンバー以外は」は認める。「学部長が許可した者しか教授会議事録を閲覧することはできず」は否認する。「謄写は許可されていない」は認める。本訴被告は、「学部長が許可した者しか」の部分は否認する。そのような規程が存在することを教授会メンバーおよび当該事務職員から知らされたことはない。本訴被告の認識は、慣例として、学事課の許可のもとで、彼らの目の届くところで閲覧することが認められているということで、本訴被告は、退職する16年間に亘って、本訴原告の執行部の不適切な行為をどのように記載しているかを確認するために閲覧し、必要な部分を転記し、事実証拠の控えとしてきた。

「5 対抗言論の法理」について

争う。「対抗言論の法理」を採用して名誉毀損の成立を否定した判決もあり、名誉棄損の不法行為が成立するか否かの判断基準の1つとしての「対抗言論の法理」に過ぎず、これが全てではないことを本訴被告は主張する。

本訴原告の指摘する最高裁判決（最高裁判所平成22年3月15日判決）の事件は、仮屋篤子氏の論文「インターネット上の名誉棄損における免責基準 — 二つの最高裁事例を中心として」を判断材料の1つとして提出しているが、この事件はインターネット上の記事であっても既存のメディアと同様の基準で判断したうえで、名誉棄損の判決が下されている（乙111、773～779頁）。

対抗言論の法理の論者である高橋和之教授は同法理の適用場面については限定を付して「対抗言論の法理」を論じるべきと述べている。

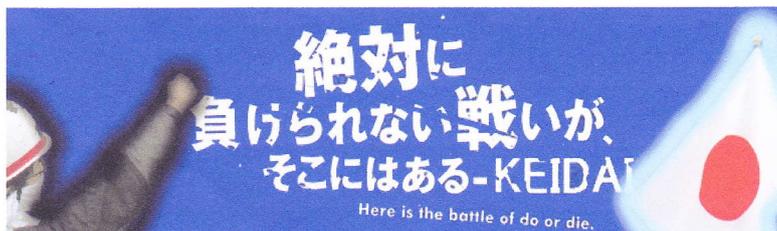
なお、本訴被告は最高裁の判例に関する調査官の解説を調べたが検索できず、「最高裁は対抗言論の法理を採用しない」を証拠として提示されたい。

なお、表現の自由のもとで対抗言論の法理に則ってホームページなどで対抗するかは別として、本訴原告はその能力を有していることは自明である。

本訴原告大学は自治会を排除するためにホームページを立ち上げて情宣活動を行っている（乙127）。最終更新日（2006.01.12）とあるように、その成果があったとして、ホームページの更新を停止している。

これに関して、本訴被告は教授会の席上、教育機関として接する方策は他にないのか、このホームページの内容の精緻さと更新の迅速さから本訴原告大学が資

金面を含めて関与することなしには不可能と思うが、誰がどのように関与しているのか、資金の出所は何処かと質問したところ、怒りの声の厳しさに発言を中止した記憶がある。



したがって、本訴原告大学は、原告大学の自治会排斥のケースにみられるように、本訴被告に対しても、表現の自由の認められる範囲で「対抗言論の法理」のもとで抗弁されて然るべきと本訴被告は主張する。

「6 裁判情報と従業員個人のプライバシー」について

争う。これについては、既に、本訴被告代理人および本訴被告本人が被告準備書面で答弁し、かつ、意見を述べている。

「7 違法性阻却事由」について

争う。本訴原告は、自らの判断で「認識の関」を形成され、例えば、「7名による組織的パワハラ」という言葉のみで、「組織的パワハラはない」ということを事実をもって立証されていない。

なお、「①～③の事実」、「組織的行為ではない」、「反事実」については、既に言及しているの、そこを参照されたい。

最後の2行、「①～③は、本訴被告の個人的な話題、ないし私学内のできごとであって、公共の利害に関する事実ではない」という本訴原告の認識に、それゆえに、「学内の私物化」、「組織的なパワハラ」が生起する所以と嘆かざるをえない。本訴被告は、在籍中、「教授会決議の不可侵性」、「教授会の専決事項」という言葉のもとで、教授会で散見される「不合理」、「不条理」を排除する方策を模索してきたが、本訴被告の特任教員申請を巧妙に手続きしなかったように、本訴原告大学は自らを健全化する道を自らの手で閉ざしていると判断している。

しかし、その解決策は「公開性としての公共性」という概念にあると確信している。新聞やテレビで報道される学内の不祥事やパワハラは、高等教育機関としての公的な性格が高いことから閉じた学内の問題として学内で解決すべきものと認識すべきではなく、第三者に対して訴えかけ、公共的に受容されること、すなわち、「公的な問題」とすることによって1つの解決策が見いだされると確

信している。本訴被告のホームページ公開はこの論理を潜在的に有していた本訴被告が選択した解決策である。教授会という外部から閉ざされたブラックボックスでの決議、そこに不透明な、不合理な、不条理なことが蔓延る、それを抑制・排除する手段、それが情報公開という公開性に拠る公共性である。

本訴被告の見識は未だ未成熟であるが、瀧川裕英氏の論文「公開性としての公共性－情報公開と説明責任の理論的意義－」（乙112）を拝読して、「我が意を得たり」という心境である。

4 結論

本訴被告は、被告準備書面で本訴原告の主張する権利の悉くが、その根拠を失うことを誠実に立証してきた。したがって、本訴原告訴状の、名誉権侵害の不法行為、業務遂行権侵害、労働契約終了に伴う信義則上の守秘義務違反による不法行為、被告の加害意思、損害の訴えを取り下げを強く主張する。

以上